

議 事 録

会議の名称	令和3年度登米市農業委員会第12回総会																																																
開催日時	令和4年3月25日（金） 午後1時30分 開会 午後4時01分閉会																																																
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																																																
議長の名氏	高橋 清範 会長																																																
出席者（委員）の氏名	<table border="0"> <tr> <td>1番</td><td>岩 淵 勉</td> <td>2番</td><td>佐々木 まき子</td> <td>3番</td><td>櫻 井 利 光</td> </tr> <tr> <td>4番</td><td>菅 原 浩 之</td> <td>5番</td><td>田 島 幹 雄</td> <td>6番</td><td>阿 部 晃 徳</td> </tr> <tr> <td>7番</td><td>柴 崎 専 一</td> <td>8番</td><td>佐 藤 瑛 彦</td> <td>9番</td><td>鈴 木 巖</td> </tr> <tr> <td>10番</td><td>佐 藤 幸 治</td> <td>11番</td><td>松 野 秀 郎</td> <td>12番</td><td>阿 部 静 男</td> </tr> <tr> <td>13番</td><td>鈴 木 泰 子</td> <td>14番</td><td>浅 野 和 宏</td> <td>15番</td><td>五 十 嵐 幸 喜</td> </tr> <tr> <td>16番</td><td>尾 張 勝 一</td> <td>17番</td><td>芳 村 忠 市</td> <td>18番</td><td>三 塚 芳 毅</td> </tr> <tr> <td>19番</td><td>芳 賀 秀 二</td> <td>20番</td><td>小 野 寺 義 幸</td> <td>21番</td><td>佐 藤 久 順</td> </tr> <tr> <td>22番</td><td>上 野 栄 公</td> <td>23番</td><td>門 馬 一 郎</td> <td>24番</td><td>高 橋 清 範</td> </tr> </table> <p>（<span style="background-color: #cccccc; border: 1px solid black; padding: 2px;">        </span>は欠席委員、<span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">        </span>は遅参委員、<span style="border: 1px dashed black; padding: 2px;">        </span>は早退委員）</p>	1番	岩 淵 勉	2番	佐々木 まき子	3番	櫻 井 利 光	4番	菅 原 浩 之	5番	田 島 幹 雄	6番	阿 部 晃 徳	7番	柴 崎 専 一	8番	佐 藤 瑛 彦	9番	鈴 木 巖	10番	佐 藤 幸 治	11番	松 野 秀 郎	12番	阿 部 静 男	13番	鈴 木 泰 子	14番	浅 野 和 宏	15番	五 十 嵐 幸 喜	16番	尾 張 勝 一	17番	芳 村 忠 市	18番	三 塚 芳 毅	19番	芳 賀 秀 二	20番	小 野 寺 義 幸	21番	佐 藤 久 順	22番	上 野 栄 公	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範
1番	岩 淵 勉	2番	佐々木 まき子	3番	櫻 井 利 光																																												
4番	菅 原 浩 之	5番	田 島 幹 雄	6番	阿 部 晃 徳																																												
7番	柴 崎 専 一	8番	佐 藤 瑛 彦	9番	鈴 木 巖																																												
10番	佐 藤 幸 治	11番	松 野 秀 郎	12番	阿 部 静 男																																												
13番	鈴 木 泰 子	14番	浅 野 和 宏	15番	五 十 嵐 幸 喜																																												
16番	尾 張 勝 一	17番	芳 村 忠 市	18番	三 塚 芳 毅																																												
19番	芳 賀 秀 二	20番	小 野 寺 義 幸	21番	佐 藤 久 順																																												
22番	上 野 栄 公	23番	門 馬 一 郎	24番	高 橋 清 範																																												
事務局職員職氏名	<p>説明員：農業委員会事務局          事務局長 遠藤 貞、事務局次長 佐藤 達也、局長補佐 小泉 一誠          農地管理係 主幹兼係長 伊藤 裕美、主査 千葉 貴行、主査 石川 巖穂、          主事 安保 智</p> <p>書記：農業委員会事務局 主幹兼農地管理係長 伊藤 裕美</p>																																																
議 題	<p>報告第47号 農地法第18条第6項の規定による届出について</p> <p>報告第48号 使用貸借権の合意解約について</p> <p>報告第49号 農地の現状変更届出について</p> <p>報告第50号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について</p> <p>報告第51号 農地法第3条の規定による許可書の返納について</p> <p>報告第52号 令和4年度登米市農業委員会当初予算について</p> <p>報告第53号 登米市農業委員会事務局職員の任免について</p> <p>議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第77号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p> <p>議案第78号 非農地証明願について</p> <p>議案第79号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について</p> <p>議案第80号 令和4年度農地法第3条第2項第5号の規定による下限面積（別段の面積）の設定について</p>																																																

	<p>議案第 81 号 登米市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について</p> <p>議案第 82 号 登米市農地利用状況調査員設置要綱の一部を改正にする告示について</p> <p>議案第 83 号 登米市空き家に付属した農地の別段の面積の取扱いに関する規程の一部を改正する告示について</p> <p>議案第 84 号 令和 4 年度登米市農業委員会基本方針及び事業計画について</p> <p>議案第 85 号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について</p> <p>議案第 86 号 農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について</p>
会 議 結 果	<p>議案第 76 号 申請のとおり許可することに決定した。</p> <p>議案第 77 号 許可相当との意見を付すこととした。</p> <p>議案第 78 号 願出のとおり証明することに決定した。</p> <p>議案第 79 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 80 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 81 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 82 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 83 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 84 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 85 号 原案のとおり決定した。</p> <p>議案第 86 号 許可相当との意見を付すこととした。</p>
会 議 の 概 要	下記のとおり
会 議 資 料	<p>令和 3 年度登米市農業委員会第 12 回総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案書</li> <li>・ 議案説明資料</li> <li>・ 農地法第 3 条調査書</li> <li>・ 議案説明別冊資料</li> <li>・ 諸般の報告</li> </ul>
発 言 者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議 長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ あいさつ</li> <li>・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告</li> </ul>
議 長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」を行います。</p> <p>議事録署名委員は、会議規則第 38 条第 2 項の規定により、18 番 三塚 芳毅委員、19 番 芳賀 秀二 委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第 2、「会期の決定」を議題といたします。</p> <p>お諮りします。本総会の会期は本日 1 日間としたいと思います。</p> <p>これにご異議ございませんか。</p>

	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって本総会の会期は本日 1 日間と決定しました。</p>
議長	<p>日程第 3、「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
議長	<p>日程第 4、報告第 47 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 47 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 5、報告第 48 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 48 号「使用貸借権の合意解約について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 6、報告第 49 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 49 号「農地の現状変更届出について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 7、報告第 50 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>

議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 50 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 8、報告第 51 号「農地法第 3 条の規定による許可書の返納について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第 51 号「農地法第 3 条の規定による許可書の返納について」を終わります。</p>
議長	<p>日程第 9、議案第 76 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る許可要件は、別紙「農地法第 3 条調査書」により確認しております。</p> <p>進行番号 1 番については、調査結果 1 となります。</p> <p>法第 3 条第 2 項第 1 号の「全部効率利用」については、借受人の経営農地は全て耕作されており、基幹作業については一部を作業委託し、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。</p> <p>第 2 号については、借受人は個人であり適用はありません。</p> <p>第 3 号についても、信託ではないため適用はありません。</p> <p>第 4 号の農作業への常時従事については、借受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。</p> <p>第 5 号の下限面積については、50 アールを超えることから適用はありません。</p> <p>第 6 号の転貸禁止については、許可申請に係る農地は、貸人の所有農地であり、転貸にはあたりません。</p>
事務局	<p>進行番号 2 番以降については、別紙調査書に記載のとおりで、法第 3 条第 2 項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると思われま。</p> <p>また、第 7 号の地域との調和要件については、申請地の担当農業委員に資料を送付し、事前に現地の確認をお願いしておりますので、ご報告いただきたいと思ひます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>

議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>20番 小野寺 義幸 委員</p>
20番委員	<p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、令和4年3月22日、午後1時15分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。 その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第3条の進行番号2番については、別紙議案説明資料1ページから7ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、登米市迫町新田地内の農地を、栗原市若柳に居住する賃貸人から、栗原市若柳に居住している賃借人が借り受け、耕作を行うものです。</p> <p>賃借人の経営農地は全て耕作されており、保有している機械の能力などからみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれ、許可については、妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。 令和4年3月25日</p> <p style="text-align: right;">現地調査委員 21番 佐藤 久順 委員 22番 上野 栄公 委員 20番 小野寺 義幸 委員</p>
議長	<p>次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>11番 松野 秀郎 委員</p>
11番委員	<p>登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、令和4年3月22日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。 その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第3条の進行番号9番については、別紙議案説明資料9ページから16ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、大崎市古川に居住する譲受人が、中田町地内の農地を、登米市中田町に居住する父である譲渡人から譲り受け、耕作を行うものです。</p> <p>譲受人は、現在、農地は所有しておりませんが、住所移転する前は同一世帯であったため、農業経験はあり、今回取得する農地と併せて営農を行うもので、農地の管理・経営については自ら行うとのことであり、許可については妥当との意見で一致しました。</p>

	<p>以上のとおり報告します。</p> <p>令和4年3月25日</p> <p>現地調査委員 5番 田島 幹雄 委員 13番 鈴木 泰子 委員 11番 松野 秀郎 委員</p>
議長	<p>調査報告が終わりました。</p>
議長	<p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにしておりましたが、支障等について自席で発言をお願いします。</p> <p>なお、進行番号4番については、3番 櫻井 利光 委員の担当となっておりますが、本日、欠席ということで、支障なしとの報告を受けております。</p> <p>また、進行番号6番、7番については、私が担当委員になっており、支障ありません。</p>
議長	<p>進行番号1番について、20番 小野寺 義幸 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号3番について、8番 佐藤 瑛彦 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号5番について、6番 阿部 晃徳 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号8番について、13番 鈴木 泰子 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号10番について、23番 門馬 一郎 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号11番について、5番 田島 幹雄 委員</p> <p>《支障なしの声を確認》</p>
議長	<p>進行番号12番、13番、14番について、15番 五十嵐 幸喜 委員</p>

議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 15 番、16 番について、9 番 鈴木 巖 委員</p>
議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 17 番について、1 番 岩淵 勉 委員</p>
議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 18 番、19 番について、12 番 阿部 静男 委員</p>
議長	<p>《支障なしの声を確認》</p> <p>進行番号 20 番、21 番、22 番について、16 番 尾張 勝 委員</p>
議長	<p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより質疑を行います。</p>
議長	<p>質疑はございませんか。</p>
19 番委員	<p>今回、3 条が多いんですけども、譲受人、借受人のほうの方々、結構、面積大きく持っている方々が、3 条でわざわざ新規で、3 番ですと豊里の案件、新規で 3 条で賃貸借。受け人の方、経営で 576 アール持っている方が、基盤使わないでわざわざ 3 条を使った理由があるようでしたら教えてください。</p> <p>その他、受け人の面積、ちょっと大きいのに賃貸借を 3 条でわざわざ結ぶ理由と、売買に関しましても、3 町歩近く持っている方が、今から 8 反歩の田んぼを買うのに、基盤強化使わないで 3 条でわざわざ売買をかけるっていう理由がありましたら、教えていただきたいんですけども。</p>
事務局	<p>経営農地が多い方で、農地法 3 条で賃貸借や売買をされている方に関しましては、受け手の方ですが、経営基盤強化法の場合ですと、貸借や売買の場合、あっせん候補者であったり、認定農業者である必要があります。あっせん候補者相当、もしくは、あっせん候補者である場合は、経営されている農地につきまして、遊休農地がなかったり、違反していないということが前提になってきますので、あっせん候補者相当、あっせん候補者になれなかった方が、3 条を利用しているということになります。</p> <p>以上になります。</p>

19 番委員	<p>遊休農地を持っている方は3条で売買出来ないですよ。</p> <p>多分、遊休農地があるのでちょっと3条で取扱い出来ませんって、農業委員会からかなり言われている方、結構お話が来ているんですけども、もともと許可は出せないですよ、他の農地を買うときも借りるときも。</p> <p>ですので、あっせん候補者にならない理由として、遊休農地持ってますという理由でしたら、遊休農地を持っているので3条での貸借とか売買も出来ませんよ、っていうのが指導じゃないんでしょうか。</p>
事務局	<p>あっせん候補者相当、あっせん候補者の方につきましては、条件が本当に厳しくて、違反転用している場合や農地を山林化であったり荒廃している場合、登録、もしくは相当になれないという条件がありまして、農地法3条につきましても、改善してもらおうように申請の際にはお伝えしているところでありまして、今後、改善してもらおうということで、意向調査書というものを記入していただいた上で、3条につきましては、中には申請のほうをお断りさせていただいているところもありますが、意向調査書を書いた上で、今後、改善していくということを確認した上で、農地法3条で賃貸借であったり、売買させていただいているところでもあります。</p>
19 番委員	<p>言ってることは分かったんですけども、今、現在、結構3町歩以上の経営をされている方々の中で、そういうあっせん候補者になれないっていう方が結構いらっしゃるという捉え方をすればいいのかなとは思いますが、何かちょっと腑に落ちない点があるんですけども・・・。</p> <p>私一人だけの見解ではちょっとあれなんで、皆さんから出来ればお話とかあれば聞きたいんですけども。</p> <p>会長、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>今の19番委員さんの関連で、どなたかご意見、ご質問ございませんか。</p> <p>他にないですか。</p>
事務局	<p>先ほどの一点、補足なんですけれども、例えば3条の3番について、確かにこの方は農地自体は多いんですけども、あっせん候補者相当で要件を確認した時に、実際の農業従事日数が足りないんですよ。実際、公務員をやっている方なので、足りないということがあるので、この方は除外させてもらっています。本人には、その説明はしています。</p> <p>他には、あっせん候補者相当になるため、過去3年間農地を減らしていないとかいう要件があるんですけども、売ったりしていることが分かった場合は除外されていますので、一概に違反転用とか遊休とかじゃなくて、あっせん候補者相当の要件を確実に満たしているかどうかを確認したなかで、除外されているところですよ。</p> <p>皆さんにあっせん候補者相当、あっせん候補者になれるかということは一通り確認をして、その中でなれなかった人に関しては、3条で賃貸借をしているとい</p>



<p>議長</p>	<p>うことになっております。 以上です。</p> <p>今の説明なんですが、何かございませんか。</p>
<p>15 番委員</p>	<p>先ほどの回答ですと、あっせん名簿に登載する場合は、耕作放棄地があれば、あっせん名簿に登載できないという回答でしたよね。</p> <p>であれば、最初からあっせん名簿に登載する前に確認、後で文書を書いていただいて解消するということを経験のもとにやるのでしょうか。</p> <p>それとも事前に確認をさせておいて、それでオーケーを出すのでしょうか。</p> <p>あっせん名簿に登載するということは、各町域に付いている、中田の場合は1町6反以上、ほかの地区については1町5反とか、色々下限面積があるんですけども、その面積をもちろんクリアするのは当然でしょうけれども、どうなのでしょうか、その辺、認定農業者とかであれば基盤強化、もちろんあっせん名簿に登載されていけば基盤強化に使えますけれども、さっき話されたように、耕作放棄地があったんだ、と。あったからあっせん名簿に登載できないということでしょうか、売買も3条で売買出来ないという回答でしたよね。そうじゃなかったのでしょうか。</p> <p>19番委員さんが言ったとおり、3条では、耕作放棄地があるのであれば売買出来ない、と。であれば、最初から無理な話なのでしょうか、3条は。その辺、どうでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>19番委員さんの質問に関してなんですけれども、実際問題は、違反転用や遊休農地があった場合は、もちろん売買、賃貸が出来ないということなんです、実際そこまで本当にきっちりやってしまうと、本当にどうしても売りたいとか、買いたいという人が出来なくなることがあるので、実際、実務的には、一筆、これは是正しますとか、そのようなものを書いてもらって、実際、議案にあげているという状況になっています。</p> <p>ただし、何回かあったんですが、違反や遊休農地があった方でも、同じような説明をして、あっせん候補者にこのような場合はなれますよというお話をした人に関しては、それだったら一旦、是正をしてからあっせん候補者に登録をして、売買した方も私は確かに何件かいます。</p> <p>ただ、そこまでしなくても、とにかく早めに売りたいとか買いたいという場合は、一筆、これから是正措置はどうしますかというものを書いていただいて、議案に載せているというのが、現在の実務状況になっております。</p> <p>実際、売り手の要件もありますし、売り手の人は売りたい、とか、買い手の人もどうしてもやっぱり売り手の色々お金の問題があるので、早くやりたいという場合は、多少、買い手の方でも何か違反等があったとしても、一筆書いてもらって、次まで是正しますという形で処理はしているのが現状。</p> <p>本当は、一番、やらないというのが一番良いんですけども、それをやってしまうと、全く動かなくなってしまう、逆に迷惑がかかってしまう。</p>

<p>議長</p>	<p>そこは実際、曖昧な状況なんですけれども、そこをどうするかというのが課題なのかな、とは思っています。</p> <p>今、事務局が言ったのはですね、きちんと良い、悪いをはっきりしてしまうと、せっかく今、持続可能な農地と言いますか、やりたい人に、一生懸命頑張って、農地を何とかしてやりたいっていう人に、そういう要件をクリアしないといけない場合があるので、そっちに移動できない場合があるんですよね。</p> <p>だから今、事務局が言ったように、是正措置と言いますか、誓約書を書いていただいて、いつそれまでにこれを改善してください、と。それが条件ですよ、ということ。</p> <p>今、農地を一生懸命守って、耕作してくれる人を優先的にしなければいけないということで、なかなか事務局としても判断、私も出来るだけそういう人は、うまくやるというか・・・なかなかはっきりお答え出来ない場合もあるんですけどね。</p>
<p>19 番委員</p>	<p>大変ありがとうございました。</p> <p>周りの委員さんからも地元の方々のお話をお聞きしまして、諸々の事情があって、あっせん候補者になれない方とかいらっしゃるということが分かりましたので。</p> <p>先ほどの事務局のご説明も分かりましたので、出来るだけ私たちもこういう相談等ありましたら、なるべく遊休農地とかを作らないようにという指導をすれば、一番手っ取り早いのかなと思いました。</p> <p>私が今回、質問させていただいたのは、基盤強化というのがせっかくある法律なので、なかなか優遇の良い法律があるので、そういう使い方をうまく出来ないのかなあ、というのを疑問に思ったので質問させていただきました。</p> <p>ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>今、19 番委員さんから、3 条ではどうか、あるいは基盤ではどうかというような話でありましたが、委員さん方には色々和相談にのっていただいて、みんな色々考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
<p>議長</p>	<p>その他、質疑ございませんか。</p>
<p>15 番委員</p>	<p>私、今回、何件かお世話した件があるんですが、やはり 3 条でなく、出来れば基盤強化を使って欲しいということで。あっせん名簿登載のほうもなかなか委員の方は分かっているんですけども、一般の農家の方々は分かりません。どういう条件なのかとか。こういう条件があるから、これでおそらく登載できるんじゃないかという話をして、出来ればあっせん名簿に登載していただいて。</p> <p>利点というのは何や、と。やはり買った方はいいんですが、売った方が税金免除されますよね。それから農業委員会のほうで登記をしていただくと。農業委員会がやってくれますので、自分でやる必要はないですよ、と。そういうこともあ</p>

議長	<p>りますので、出来れば3条ではなく基盤強化を使っていただくような。例えばそういう土地の売買があった場合は、そういうほうにスムーズに進行するように、皆さんやっていただければな、と。その辺、よろしくお願ひしたいと思います。</p> <p>今、あっせんの話がでましたけれども、色々、その案件、案件によって微妙に難しいところがあるのですけれども、出来るだけ基盤を利用するように指導といひますか、確認をしながら進めていきたいといひますので、よろしくお願ひします。</p>
議長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第76号を採決します。 お諮りします。 本案は申請のとおり許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第76号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第10、議案第86号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第11、議案第77号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る申請は、第4条申請が1件、第5条申請が13件です。適用法令等を確認したところ、農地法第4条第6項各号及び農地法第5条第2項各号の規定に該当せず、いわゆる許可基準である一般基準及び立地基準を満たしており、許可要件の全てを満たしていると思われまひます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>

議長	<p>ここで、現地調査委員から調査結果の報告を求めます。 先に、第1分科会の報告を登壇してお願いいたします。</p> <p>20番 小野寺 義幸 委員</p>
20番委員	<p>農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料17ページから21ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に牛舎8棟及び堆肥舎3棟を整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可することができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号2番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号3番については、別紙議案説明資料28ページから30ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に牛舎8棟及び堆肥舎3棟を整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可することができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に、農業用施設が整備されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号4番、5番、7番については、別紙議案説明資料31ページから36ページ、40ページから42ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可することができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p>

進行番号6番については、別紙議案説明資料37ページから39ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可することができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲の影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料43ページから45ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に資材置場等を整備するもので、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用の要件は満たされておりま

す。  
また、申請地が既に農外利用されていることから、申請人より顛末書を徴し、やむを得ず転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

令和4年3月25日

現地調査委員 21番 佐藤 久順 委員

22番 上野 栄公 委員

20番 小野寺 義幸 委員

議長

次に、第2分科会の報告を登壇してお願いいたします。

11番、松野 秀郎 委員

11番委員

農地法第5条の進行番号9番、10番については、別紙議案説明資料46ページから51ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に障がい者作業所を新築及び駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号11番、13番については、別紙議案説明資料52ページから54ページに、58ページから60ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

	<p>進行番号 12 番については、別紙議案説明資料 55 ページから 57 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に太陽光発電施設を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のおり報告します。</p> <p>令和 4 年 3 月 25 日</p> <p>現地調査委員 5 番 田島 幹雄 委員 13 番 鈴木 泰子 委員 11 番 松野 秀郎 委員</p>
議長	調査報告が終わりました。
議長	これより、議案第 86 号、議案第 77 号について、一括して質疑を行います。質疑はございませんか。
12 番委員	議案第 77 号の進行番号 1 番ですけれど、地上権が設定されていますけれども、この備考欄に年 10 万円というのは、3,985 m <sup>2</sup> に対しての年 10 万円なんですか。これ、平米いくらっていうことじゃないんですか。
事務局	こちらに関しましては、農地 3,985 m <sup>2</sup> に対して年間 10 万円を支払うということでの契約です。
議長	12 番委員さん、よろしいですか。
12 番委員	はい、分かりました。
議長	他に質疑はございませんか。
	《質疑なしの声を確認》
議長	質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 86 号を採決します。 お諮りします。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。
	《異議なしの声を確認》

議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 86 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事へ送付することにいたします。</p>
議長	<p>次に、議案第 77 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 77 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」については許可相当との意見を付し、知事へ送付することにいたします。</p>
議長	<p>日程第 12、議案第 78 号「非農地証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
事務局	<p>本議案に係る申請は、証明する要件を満たしていると思われまます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p> <p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、非農地証明書交付事務処理要領第 5 条ただし書きにより、現地調査を省略しております。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 78 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>

議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 78 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
議長	<p>日程第 13、議案第 79 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。</p>
議長	<p>本案件については、所有権移転が 25 件、利用権設定が 47 件、一括方式が 10 件となっております。</p>
議長	<p>所有権移転の進行番号 11 番、12 番、15 番、利用権設定の進行番号 13 番が 委員 に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に該当します。      したがいまして、審議の進め方につきましては、「委員に関する案件」と「委員に関する以外の案件」にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、本議案の審議につきましては、分離して行うことに決定しました。</p>
議長	<p>はじめに、「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 11 番、12 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 11 番 松野 秀郎 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">《事務局説明》</p> <p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p>



議長	<p style="text-align: center;">《質疑なしの確認》</p> <p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 79 号の所有権移転の進行番号 11 番、12 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
議長	<p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。 よって、議案第 79 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 11 番、12 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>11 番 松野 秀郎 委員 の入場を許可します。</p>
議長	<p style="text-align: center;">《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 15 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 15 番 五十嵐 幸喜 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p>
議長	<p style="text-align: center;">《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p style="text-align: center;">《事務局説明》</p> <p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしの確認》</p>

議長	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 79 号の所有権移転の進行番号 15 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 79 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、所有権移転の進行番号 15 番は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>15 番 五十嵐 幸喜 委員 の入場を許可します。</p> <p style="text-align: center;">《着席を確認》</p>
議長	<p>次に、「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 13 番についての審議に入ります。</p>
議長	<p>本案件は 17 番 芳村 忠市 委員 に関する案件ですので、同委員の退場を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《退場を確認》</p>
議長	<p>それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
事務局	<p>本案に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件をすべて満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしのを確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>

議長	これで質疑を終わります。
議長	これから議案第 79 号の利用権設定の進行番号 13 番を採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。  《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 79 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する案件」、利用権設定の進行番号 13 番は原案のとおり決定しました。
議長	17 番 芳村 忠市 委員 の入場を許可します。  《着席を確認》
議長	次に、議案第 79 号の「委員に関する以外の案件」について審議に入ります。
議長	事務局から説明を求めます。  《事務局説明》
事務局	本案件に係る申請については、適用法令を確認したところ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を全て満たしていると思われまます。 以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 これより質疑を行います。 質疑はございませんか。
12 番委員	ページ数から言うと、39 ページ、40 ページなんですけれども、進行番号 22 番、23 番、24 番の所有権移転についてお伺いしたいと思います。 この受け手農家について、お伺いしたいと思うんですけれども、この受け手の方、経営基盤を使うということですから、それなりに農家としての条件、いわゆるこれを適用できる条件を具備されているんですか。
事務局	受け手の方ですが、あっせん候補者として登録されておりまして、あっせん候補者の登録の条件であります従事日数、経営面積などクリアしておりますので、基盤での売買の要件を満たされている方です。 以上です。

12 番委員	<p>私が一般的に周囲から聞いている受け手の方はですね、栗原市若柳において建設機械のいわゆる販売、修理を行っている社長さんであって、趣味的農業をやって、コンバインもトラクターもある訳なんですけれども、先ほど3条の時にですね、あっせん候補者の日数が足りないとかうんぬんっていうような、なかなか私が見た限りでは、家に居るような、やっているような姿はなかなか見えないんですけれども、委員がどなたか分からないんですけれども、どういうことでここに載ってるか、私がどうのこうの言うことではありませんので、適正な事務処理をお願いいたします。</p>
12 番委員	<p>追加なんですけれども、私も2人ほどから相談を受けているんですよ、この受け手の方みたいな人に。農地が安くなってきたから、この際、購入したいというようなことで、いわゆる本業がどっちだか分からないような人たちが私のところに来て、「なじょしたら安く買えんのや」と。先ほど言ったように、経営基盤使えば、15番委員が言ったように、メリットがいっぱいあるわけですから、そっちのほうが良いわけですよ。売ったほうも譲渡所得がメリットあるし、色んな税軽減にもなることだから良いんですけれども、やはりその辺もう少し姑息な手段なくて、俺は農家なんだと、国が認めている認定農家みたいな形にしていかないと大変だと思いますよ。</p> <p>地域の人たちは誰に頼んだら良いのかなあとあぐねている状態で、積極的に集積を行っている訳でもないし、あるいは作業受託している訳でもないし、でもこれから、人・農地プランで脚光を浴びる方かも分からないので、その辺は期待したいと思います。</p>
議長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声を確認》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第79号の「委員に関する以外の案件」について採決します。 お諮りします。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第79号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の「委員に関する以外」の案件については原案のとおり決定しました。</p>

議長	<p>日程第 14、議案第 80 号「令和 4 年度農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積（別段の面積）の設定について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 80 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案 80 号「令和 4 年度農地法第 3 条第 2 項第 5 号の規定による下限面積（別段の面積）の設定について」は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第 15、議案第 81 号「登米市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長 議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>

議長	<p>これから議案第 81 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案 81 号「登米市農地利用最適化推進委員の委嘱に関する規則の一部改正について」は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第 16、議案第 82 号「登米市農地利用状況調査員設置要綱の一部を改正する告示について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p>
15 番委員	<p>今の説明ですと、74 人とか前年度、これを見ますと 124 人から 90 人ということは 30 人以上も、34 人ですか、減になるという意味ですよ。そうした場合に、一最適化推進委員に対して 3 名ずつ付けるということなんですか。という勘定なんでしょうか。</p> <p>結構、調査に当たっては我々も農業委員ではあるんですけども、協力はさせていただいております。</p> <p>推進委員さんが 3 名体制でやっていくというのは、かなり大変な作業じゃないかなと思うんです。ですから、単に人数を減らせばいいんじゃないかと、その地区によって状況が違いますから、調査のね。ですからそれぞれのことを加味しての考えでそういう人数にしたのか、その辺をちょっとお答えいただきたいと思います。</p>
議長	<p>多分ちょっと説明不足の点があったと思うんですけど。調査員グループの中でも温度差があって、3 人ということだったんですが、1 人で大丈夫ですよというところもあり、平均を取っての話だというふうに思います。</p> <p>もう一度、事務局、説明してください。 あと、今の実績のことも。</p>

事務局	<p>調査員の90人という数でございますけれども、これにつきましては令和2年度から利用状況調査の研修会の際に、一地区基本3名ということでお願いしているものでございます。それで、実際のところを見ますと、1人の調査員の方もいらっしゃるれば、現実的には4人の調査員の方もいるという地区もございます。</p> <p>この90人という数は、30地区かける3名ということで、令和2年度の時からお願いしているところでございまして、実際の運用としましては当然、3人で大丈夫なところもあれば、あるいは4人というところもあると思っておりますけれども、この90人の枠の中で、利用状況調査、調査員の数をお願いしたいと。実際の研修会をお願いしている実状に合わせて、90人ということで改正するものでございます。</p>
15番委員	<p>調査に当たってはですよ、結構、委員、協力員をお願いしているんですが、時間的に制約があつてですね、なかなか毎日のように調査に携わることは出来ない。頭数があれば、じゃあ次、あなたにお願いしたいとか、人数がいればですよ、いけば更にお願ひできるのですが、3人とかに縛ってしまうと、明日、私、都合悪いんです、明後日も都合悪いんです、なかなか調査が進まないと思うんです。</p> <p>ですから、この人数は減らすことはないですから、むしろ推進委員さんがどのように調査をするに当たって、負担がかからないような頭数がいいのかなと思うんです。何も人数を減らせればいいというもんじゃないと思うんですよ。私のほうでは5人体制かな、今。推進委員1人に対しているんです。そういうことで、なかなか今、農家やってる協力員の方がいないんです。そして、畜産農家でもあるし、たまたま稲わらを集配、刈り取ったりなんかしたり、作業がありますので、時間的な制約があつて、その辺ちょっとお考えいただきたいな、と思います。</p> <p>他地区においてはどうでしょうか。</p>
議長	<p>今、15番委員さんから色々お考えをいただいた訳ですが、他の地区の方で・・・</p>
22番委員	<p>まったく反論ではございませんけれども、各地区によって、人数の温度差というのは当然出てくる話であつて、仮に6人いたほうがいいのか、そういう状況の方のいらっしゃると思うんです。ですから、一気に34人減ったからという数字じゃなくて、例えば、この文言の中に、概ね90人以内、にするとか、そういうふうな文言を入れておけば、例えばさっき会長が言ったように、1人でも良いという方もいるんですから、あまり人数にこだわらないで。</p>
会長	<p>今、22番委員さんから、概ね、というか少し柔軟な対応をするというようなことですが、事務方、どうですか。</p>
事務局	<p>22番委員さんからお話いただいたところですが、先ほど小泉補佐のほうからもお話ししたとおり、ここ3年間見ますと、調査員の実際活動している方が、今年度については72名、74から75人ということで、この3年間推移しているものでございます。</p>

	<p>当然、22 番委員さんがお話ししたとおり、各地区によっては推進委員さんがいて、調査員さん 1 人で間に合っているところもあれば、3 人、4 人、5 人というところもあるのが実状でございます。</p> <p>先ほど何回も申しましたとおり、利用状況調査の研修会時において、90 人以内ということでお願いしているというところでございますので、90 人の実際の運用につきましてもはですね、90 人の枠の中で、予算関係もございませけれども、90 人の枠の中で柔軟に対応させていただきたいというところでございます。</p>
議長	<p>15 番委員さん、どうですか。今の枠の中でということで。今までの実績を踏まえての人数でということですが。</p>
15 番委員	<p>ですから、90 人以内という案でしょうから、それは良いんですけども。ま、いいでしょう、そういうことであれば。</p> <p>でも、1 人に何名の配置じゃなくて、その地区に応じて 3 人なり、4 人なり配置するというのも可能なんじゃないですか。</p>
議長	<p>そうですね。</p>
15 番委員	<p>1 人に対して 3 人以上はダメですよとか、そういうことではなく、実状に応じた推進委員に対しての協力員、調査員に出来るんですか。</p>
事務局	<p>これについても研修会時に、基本的には一地区 3 名ということでお願いしている訳でございますが、先ほど申しましたとおり、1 人で間に合っている推進委員さんもございますので、その枠内で実状に応じて 90 人の枠内で柔軟に対応させていただきたいというふうに思っております。</p>
15 番委員	<p>1 人でって言いますがけれども、写真を撮って、どのような調査の報告出来るんですか。その辺ちょっと、どういう報告しているのか分かりませんが、現状の写真を撮って、どのようにして 1 人で撮れるんですかね。ちょっとおかしいと思うんですけども。</p>
事務局	<p>1 人というのはですね、推進委員さんについて、調査員さん 1 人ということで、実際には 2 人以上で多分、調査されている。実績の報告を見ますと、そのような報告があがってきているということでございます。</p>
15 番委員	<p>結構ですよ、ある人は台帳を見ます、現地のほうで写真を撮る方、記入する方、最低でも 3 人いないと、私は無理かなと思うんですよ。2 人でなんて言ったら、とんでもない話だ。</p> <p>ま、やる方は、器用な方はそのようにやれるんでしょうけれども、私のほうではちょっと無理かな、と。</p>



議長	<p>その他、何かご意見ございませんか。</p> <p>事務局、万が一、90 人を超えた時は、それでも対応するという事でいいですか。</p>
15 番委員	<p>90 人に絞るの？</p>
議長	<p>絞るんじゃないくて、超えはしないと思うけれども、超える事態が発生した時はどうしますか、万が一だよ。</p>
事務局	<p>あくまでも 90 人以内でお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>実は、運営会議で一回揉んでいる訳ですよ。</p> <p>74 人、75 人、70 人ということで、20 人は実質的には余裕があるということで、そのグループによって 5 人位、そっちに行っても間に合うのか、というふうなことを私も聞いたんですが、90 人だと間に合うと思いますということだったので、その枠内で対応出来るんだろうと。ただ、5 人も 6 人もが何グループもあつたら大変ですけどね。</p> <p>皆さん、どうですか。90 人ということではよろしいですか。</p>
22 番委員	<p>ただ今の 15 番委員さんの心配する面も分からない訳ではございませんけれども、推進委員の他に 90 名ということであれば、その中でのやりくりで一応対応してみるというほうがいいのか、と思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>15 番委員さん、一年とにかくやってみて、もし、これダメたつたつという時は、変えましょう、ね。</p>
15 番委員	<p>はい、分かりました。</p>
議長	<p>お願いします。</p>
議長	<p>他に質疑はございませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>これで質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 82 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>

	《異議なしの声を確認》
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案 82 号「登米市農地利用状況調査員設置要綱の一部を改正する告示について」は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第 17、議案第 83 号「登米市空き家に付属した農地の別段の面積の取扱いに関する規程の一部を改正する告示について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 83 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 83 号「登米市空き家に付属した農地の別段の面積の取扱いに関する規程の一部を改正する告示について」は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第 18、議案第 84 号「令和 4 年度登米市農業委員会基本方針及び事業計画について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p style="text-align: center;">《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>

議長	これより質疑を行います。 質疑はありませんか。
5 番委員	基本方針については、会長名で定めるんですか。例えば、農業委員会法とかで定められているので基本方針を定めるとか、法的な根拠はあるんですか。任意でやっているんですか。国のほうからこういうのを定めろと言われているんですか。何に基づいてやってるとか入らなければならないのでは。
23 番委員	こういう計画というのは、法律に定められているので、それに従ってやってると思いますけれども、私の考えが間違いであれば、ちょっと……。参考のために申し上げました。
5 番委員	私、そこを聞いているんです。
議長	法律は何の法律かっていうのを言っているんですよ。 もちろん法律に定められてやっているんだけど、具体的な中身を知りたいということですよ。
議長	暫時、休憩します。  《 休 憩 》
議長	再開します。
事務局	今、5 番委員からのご指摘でございますけれども、次に議案に出てきます「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」につきましては、農業委員会等に関する法律に定めるように努めなければならないというふうになっています。 ただ、基本方針につきましては、農業委員会等に関する法律については、明確に謳われておりませんが、行政委員会として当然ながら、その年度ごとの方針を作る必要があると認識しております。
5 番委員	会長の権限でやるんですか。
事務局	はい。
5 番委員	分かりました。
議長	他に質疑ありませんか。
15 番委員	令和 4 年度の事業計画についてなんですが、中段に、農業委員会は、許認可業

務だけではなく、「担い手への農地の集積」「耕作放棄地の発生防止・解消」「新規参入の促進」を柱とした「農地等の利用の最適化の推進」を重要課題として活動してきており、このような中、実質化された人・農地プランの実践に向け、市、農業委員会、農協などが連携してこれをやっていくということなんですが、ここに、耕作放棄地の発生防止・解消と強く謳っているんですが、農業委員会としてはどのような取り組みをしていけばよろしいですか。

というのは、私のほうでは、この間たまたま耕作放棄地を解消する作業を行いました。ところが、各委員からは、それはやるべきではない、というようなお話も受けました。

やはり、解消は我々も現地調査を行って、なるべく解消して欲しいんだ、と。解消できないなら非農地にして、なんて、無責任なことじゃなくて、まずもって地元の農地を、耕作放棄地を事前に戻したい、現地をまた耕作して欲しいんだという考えのもとに、協力体制を取っていくのも一つの農業委員会の在り方ではないのでしょうか。その辺、どうでしょうか。

議長 15 番委員さんの活動の様子を聞いておまして、良い取り組みだと思っております。

15 番委員 私は別に、やりたくてやった訳ではなくて、現地を確認したら、放っておけないというような状況下であったので、その作業に携わりました。他の地区も色々あると思うんです。それを見て見ぬふりをふるというのはまずいんじゃないかな、と。なるべくなら地権者と話をして、協力して、直して欲しいとか、そういう考えのもとに作業する、と。

私はこの活動を広報に載せていただきたい、と。

1 番委員 実は先月の総会が終わってから、我々、今、耕作放棄地の所を解消すべく作業をするんだということで、ぜひ広報に載せてくれないかという依頼を 15 番委員さんから受けました。それで、これは良いことだなと最初は思いました、じゃあ当日、現地を確認しましょう、と。やっているところを写真撮影をしながら、私と 13 番委員さんで実際、確認に行きました。

ところが、やっていたのは、15 番委員さんと 5 番委員さん、中田町第 12 地区の推進委員さんの 3 名なんですね。地区の方は全く分からない状態。

農業委員会でこれをやりました、ということになった場合、じゃあ、他の地区でもですよ、「あそこで農業委員がやっているんだから、おらほも農業委員さんだち、やってけるっちゃや」というような話が出たら、非常にこれまた別な問題が出てくるんじゃないのか。だから、これを広報に載せることは出来ないということで、広報委員会でもその話になりまして、却下することにしました。

以上、経過。

議長 私は、いいなあと思ってね。15 番委員さんには、写真撮って載せたらいいんじゃないですか、って言ってしまいましたけれども。

	<p>それで良いんですか。</p> <p>他は他だという言い方は失礼かもしれないですけども、たまたまそういう現場にあたって、みんなで協力してやりました、ということで。</p> <p>多分、他の農業委員会だって、全部が全部、同じような気持ちで、同じ考えでやっているということではないと思うので。</p> <p>たまたまそういう場面があってやりました、っていうことで私は良いのかなあ、と思うんですけども。</p>
22 番委員	<p>今のお話なんですけれども、前、農業新聞かなんかで、農業委員の立場っていうのが載ってたんですよ。</p> <p>その時に、やっぱり、公務員に準ずる、ま、特別公務員ですから、それによって営利が得られるような行動は慎まなければならない、と。例えば、売名行為であったり。</p> <p>15 番委員さんがやったことに対して、本当に敬意を表する素晴らしいことだと私も心からそう思っているんですけども、農業委員の立場っていうものを考えてみますと、それは新聞では、準公務員なんだから、農業委員だけでそういう仕事はしてはならないとなっていたと思うんです。</p> <p>だから、例えば地域の中で、部落の中で 10 人いて、その半数以上が出てきて、その中に農業委員さんがいたというなら全く問題はないと思いますが、今回の場合は、農業委員と推進委員だけとなると、広報の委員長さんが言ったように、ちょっと周りからみても農業委員としての、特別公務員としての、広報に載せたら売名行為にならないかとか、地域性の問題だったり、いろんなことがひっかかってくるというか、そういう部分もあると思いますので、今回はみんなで敬意を表するだけで・・・。</p>
15 番委員	<p>売名行為とか、全くそういう気持ちでやったのではないんですよ。</p>
22 番委員	<p>新聞に書いてあったということです。</p>
15 番委員	<p>そういう気持ちはさらさらございません。悪いんですけど。</p>
22 番委員	<p>はい、分かります。</p>
議長	<p>色々ご意見いただきました。本当にありがとうございます。</p> <p>やったこと自体というのはすごく良いことだと思いますので、皆さんそう思っている訳でございまして、このことに関しましては少し考え方に温度差がありますけれども、良いことだと思ってやったことはその通りだと思いますので、ぜひこれからも地域と交流を持ちながら、良い意味で協力しながら進めていただければというふうに思います。</p>
議長	<p>他に質疑ありませんか。</p>

	<p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 84 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 84 号「令和 4 年度登米市農業委員会基本方針及び事業計画について」は原案のとおり決定いたしました。</p>
議長	<p>日程第 19、議案第 85 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題とします。</p>
議長	<p>事務局から説明を求めます。</p>
	<p>《事務局説明》</p>
議長	<p>説明が終わりました。</p>
議長	<p>これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p>
	<p>《質疑なしの声あり》</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議長	<p>これから議案第 85 号を採決します。 お諮りします。 本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
	<p>《異議なしの声を確認》</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 85 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は原案のとおり決定いたしました。</p>

議長	日程第 20、報告第 52 号「令和 4 年度登米市農業委員会当初予算について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。  《事務局説明》
議長	説明が終わりました。
議長	これで、報告第 52 号「令和 4 年度登米市農業委員会当初予算について」を終わります。
議長	日程第 21、報告第 53 号「登米市農業委員会事務局職員の任免について」を議題とします。
議長	事務局から説明を求めます。  《事務局説明》
議長	説明が終わりました。
議長	これで、報告第 53 号「登米市農業委員会事務局職員の任免について」を終わります。
議長	以上で、本日の日程は、すべて終了しました。  これで、令和 3 年度第 12 回登米市農業委員会総会を閉じます。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

令和 4 年 3 月 25 日

議長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 18 番 三塚 芳毅

議事録署名人 19 番 芳賀 秀二